



厚生労働省発健第1031003号 平成18年10月31日

厚生科学審議会会長 久 道 茂 殿



諮 問 書

生活衛生関係営業の運営の適正化及び振興に関する法律(昭和32年法律第164号)第56条の2第1項の規定に基づく飲食店営業(一般飲食業、中華料理業、料理業及び社交業)及び喫茶店営業の振興指針を別紙のとおり改正することについて、同法第58条第2項の規定に基づき、貴会に意見を求めます。





厚 科 審 第 1 7 号 平成18年11月1日

生活衛生適正化分科会分科会長

厚生科学審議会会長 久 道



飲食店営業(一般飲食業、中華料理業、料理業及び社交業)及び 喫茶店営業の振興指針の改正について(付議)

標記について、平成18年10月31日付厚生労働省発健第1031003号を もって厚生労働大臣より諮問があったので、厚生科学審議会運営規程第3条の規定 に基づき、貴分科会において審議方願いたい。

生活衛生関係営業の運営の適正化及び振興に関する法律 (昭和32年法律第164号)(抄)

(振興指針)

- 第56条の2 厚生労働大臣は、業種を指定して、当該業種に係る営業の振興に必要な事項に関する指針(以下「振興指針」という。)を定めることができる。
- 2 振興指針には、次に掲げる事項について定めるものとする。
 - 一 目標年度における衛生施設の水準、役務の内容又は商品の品質、経営内容 その他の振興の目標及び役務又は商品の供給の見通しに関する事項
 - 二 施設の整備、技術の開発、経営管理の近代化、事業の共同化、役務又は商品の提供方法の改善、従事者の技能の改善向上、取引関係の改善その他の振興の目標の達成に必要な事項
 - 三 従業員の福祉の向上、環境の保全その他の振興に際し配慮すべき事項
- 3 振興指針は、公衆衛生の向上及び増進を図り、あわせて利用者又は消費者の利益に資するものでなければならない。

(振興計画の認定)

- 第56条の3 組合又は小組合は、組合員たる営業者の営業の振興を図るために必要な事業(以下「振興事業」という。)に関する計画(以下「振興計画」という。)(小組合にあつては、当該小組合の行う共同施設に係るものに限る。)を作成し、当該振興計画が振興指針に適合し、かつ、政令で定める基準に該当するものとして適当である旨の厚生労働大臣の認定を受けることができる。
- 2 振興計画には、次に掲げる事項を記載しなければならない。
 - 一 振興事業の目標
 - 二 振興事業の内容及び実施時期
 - 三 振興事業を実施するのに必要な資金の額及びその調達方法
- 3 前2項に規定するもののほか、振興計画の認定及びその取消しに関し必要な事項は、政令で定める。
- 4 第1項の認定を受けた組合又は小組合は、毎事業年度経過後3箇月以内に、当該計画の実施状況について厚生労働大臣に報告しなければならない。
- 5 第1項の規定による認定の申請及び前項の規定による報告は、都道府県知事 を経由してするものとする。

(資金の確保)

第56条の4 政府は、前条第1項の規定による認定を受けた振興計画(以下「認定計画」という。)に基づく振興事業の実施に必要な資金の確保又はその融通のあつせんに努めるものとする。

(減価償却の特例)

第56条の5 第56条の3第1項の規定による認定を受けた組合又は小組合は、租税特別措置法(昭和32年法律第26号)で定めるところにより、当該認定計画に係る共同施設について特別償却をすることができる。

(審議会等)

第58条 (略)

- 2 厚生労働大臣は、第9条第1項、第55条若しくは第57条の12第1項の認可に 関する処分、第9条第4項の基準の設定、第11条第1項(第56条及び前条におい て準用する場合を含む。)若しくは第57条第1項の規定による命令、第11条第1 項若しくは第2項(これらを第56条及び前条において準用する場合を含む。)の規 定による認可の取消し、第56条の2第1項の規定による振興指針の設定又は第5 6条の6第1項の規定による料金若しくは販売価格に係る勧告をしようとするときは、 厚生科学審議会に諮問しなければならない。
- 3 (略)
- 4 (略)

振興指針及び振興計画のあらまし

I 振興指針

1 振興指針の設定目的

生衛業の振興を計画的に推進して、公衆衛生の向上及び利用者の利益の増進に資することを目的として設定する。

2 振興指針の性格

- (1) 業界全体の振興を図るための指針。
- (2) 生活衛生同業組合(以下「組合」という。)又は生活衛生同業組合小組合(以下「小組合」という。)が策定する振興計画の認定基準。

3 設定権者

厚生労働大臣が設定する。(法第56条の2第1項)

4 設定業種の指定

厚生労働大臣が生衛業のうち、業種を指定して設定する。(法第56条の2第1項) 指定し設定した業種16種類

クリーニング業、飲食店営業(すし店)、理容業、美容業、飲食店営業(めん類)、 旅館業(ホテル営業・旅館営業及び簡易宿所営業)、食肉販売業、飲食店営業(一般飲食店、中華料理業、料理業及び社交業)及び喫茶店営業、食鳥肉販売業、興行場営業、浴場業、氷雪販売業

5 振興指針の告示

振興指針を設定した場合には、厚生労働大臣は告示を行う。

Ⅱ 振興計画

1 振興計画の策定目的

組合等がその組合員たる営業者の営業の振興を計画的に推進するため策定するものであり、振興指針の内容を具体化するもの。

2 策定者

組合及び小組合

3 振興計画の記載事項

- (1) 振興事業の目標
- (2) 振興事業の内容及び実施時期
- (3) 振興事業を実施するのに必要な資金の額及びその調達方法等

4 振興計画の認定

組合又は小組合は、振興計画に基づいて営業の振興を図るときは、厚生労働大臣の認定を受けなければならない。

(各業種の認定状況) - 平成17年12月31日現在 -

47件	飲食店営業(すし店)	41件
47件	美容業	47件
24件	旅館業	47件
1件	食肉販売業	43件
36件	飲食店営業(中華料理	20件
	業)	
29件	飲食店営業(社交業)	37件
29件	食鳥肉販売業	18件
25件	浴場業	22件
4件	合計	517件
	47件 24件 1件 36件 29件 29件 25件	47件 美容業 24件 旅館業 1件 食肉販売業 36件 飲食店営業(中華料理業) 29件 飲食店営業(社交業) 29件 食鳥肉販売業 25件 浴場業

Ⅲ 振興事業に対する国の特別配慮

融資上の恩恵(法第56条の4)

振興事業に基づいて整備する施設設備については、国民生活金融公庫(生活衛生資金貸付)の融資が、有利な条件で適用される。また、振興事業を実施するのに必要な運転資金についても貸付の対象とされる。

(参考)振興事業に基づく融資条件 -平成18年度-

1. 会社及び個人にかかる貸付制度

	業			ŧ	重(会	社	Bび	個人	.)			設備資金		運転資金
飲	食	店	営	業	喫	茶	足	5 '	営	業	貸付限度額	貸付期間	貸付限度額	貸付期間
食	肉	販	売	業	食	鳥	肉	販	売	業		18年		5年 (特に必要な場合は7年以内)
氷	雪	販	壳	業	理	容	業	美	容	業	1億5, 000万円	貸付利率		
_	般	公	衆	浴	場	業	(別	枠)		基準利率	5, 700万円	貸付利率
旅				1	馆					業	7/20 000 7 15	 特利A(近代化設備等)	0, 700311	基準利率
興		行	i	3	場		営	,		業	7億2,000万円	特利B(省エネ設備等)		
2	IJ	-		=	ン	,	グ		業	*	3億円	特利C(衛生設備等)		

[※]クリーニング取扱業については、設備資金・運転資金とも4,800万円

2. 組合等にかかる貸付制度

EZOSN		和	0.00	合	等				設備資金		運転資金
生	活	衛	· 生	一 同	** * *	組	合	2億1, 600万円	貸付期間 18年	9, 000万円	貸付期間
生	活	衛	生	同:	業 小	組	合	8, 000万円	貸付利率 基準利率、特利A、 特利B、特利C	4, 000万円	5年 (特に必要な場合は7年以内)
生	活行	斬 生	同	業組	合	連合	会			9, 000万円	貸付利率 基準利率